

(別 紙)

知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策とすることを求める意見書（案）

障害者制度において、身体障害者及び精神障害者については法律で定義されているが、知的障害者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障害者に対する福祉サービスが規定されているものの、知的障害、あるいは知的障害者についての定義は規定されていない。

そして、障害者の手帳制度についても、身体障害者と精神障害者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度については、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。

そのため、知的障害については自治体により障害の程度区分に差があり、各判定機関における判定のボーダーラインにも差が生じているほか、自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっており、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体があり、統一化が求められている。

よって国においては、知的障害行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策として展開するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} 宛